

第3期中期目標・計画期間の「評価」のあり方について

1 評価のあり方の見直しの端緒

新たな時代に対応する博物館のあり方答申 (R7.3)	第3期中期目標・計画 (R7.3)	博物館の設置及び運営上望ましい基準改正議論 (国の審議会部会WG)
<ul style="list-style-type: none"> 単に数値化された目標だけでなく、何をもって達成した、あるいは、達成に向かって評価できるか等を組織として共有することが重要 定型業務の簡素化・効率化により本来業務に集中できる環境を整える必要 	<p>～評価～</p> <p>毎年度の事業について、あらかじめ、点検・評価の項目と指標を定め、館として自己点検評価を行うとともに、博物館協議会による外部点検を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ評価指標を設定する旨定めた方がよいのではないか。 結果の数字確認に留まるのではなく、結果により創出される成果(アウトカム)について検証することで、目的・使命の達成に近づけることが重要

2 評価の根拠・目的等

博物館法	博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき、 博物館の運営の改善を図るため 、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
博物館の設置及び運営上の望ましい基準 (博物館法に基づき文部科学大臣が定める基準。下線部は、R7改正箇所)	<ul style="list-style-type: none"> 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、複数事業年度にわたる中期計画及び事業年度ごとの事業計画を策定・公表するとともに、運営状況の評価に係る適切な指標を設定するよう努めるものとする。 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、中期計画及び事業計画の達成状況、当該博物館の活動の成果その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。 博物館は、博物館協議会の活用などにより、・・・多様な関係者による評価を行うよう努めるものとする。
北海道博物館基本的運営方針	本方針及び中期目標・計画に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため 、その運営状況について、点検及び評価を行います。
第3期北海道博物館中期目標・計画	毎年度の事業について、 あらかじめ点検・評価の項目と指標を定め 、館として 自己点検評価 を行うとともに、博物館協議会による外部点検を行います。

3 今後の評価に係る基本的な考え方

- 評価作成者・評価者の事務負担軽減、理解のしやすさ、継続のしやすさの観点から、**できるだけ「簡素でわかりやすい」設計**
 - **評価は、(客観的事実に基づく) 達成度・業績に関する評価を基本**
(達成度・業績の評価に対する「適切性の再度評価」など、いわゆる「評価の評価」は排除)
 - **あらかじめ、計画上の数値目標以外にも、評価項目と指標を設定**
 - 継続的な改善マネジメント手法である「PDCA」サイクルを意識
(Plan計画) → Do(実行) → Check(評価(課題の明確化)) → Action(課題の改善)
 - **よい評価を得ることにより、「課題や改善点」を明らかにしていくことを意識**
- **問題・課題などについて、職員一人ひとりが認識を持つこと、組織として共通認識を持つ。**
 - 博物館運営の改善に向け、職員一人ひとりが現在行う業務などについて、基本的運営方針(ミッション)や、中期目標・計画の位置づけを再確認し、課題意識を持つことの重要性を喚起、評価への参画を呼びかけ(R7年7月、11月館内職員向け研修実施)

4 評価の内容・方法

- (1) **新たな評価様式を設定することとしたい。** [資料 7 - 2]
- (2) 博物館による自己点検評価
 - ・当該年度開始前に行われる事前評価は、適切性や整合性に関する「点検」のみであったことを踏まえ、これを廃止し、**あらかじめ評価項目・指標を設定することに改めることとしたい。** [資料 7 - 3]
 - ・年度(事後)評価と総合評価を実施(なお、総合評価は、**期中に中間評価**を実施)
- (3) 協議会による外部点検・評価
 - ・これまでの評価調書全般を通じて点検含めて評価していただくことにより、「課題」認識や「改善」点を主に意見いただく方向とさせていただきます。

5 その他 ～ 第2期の総合評価について

第2期中期目標・計画期間終了後に行うと予定していた第2期総合評価(自己点検)については、「新たな時代に対応する博物館のあり方答申」(R7.3)において、第3期に引き継ぐべき課題等について整理をいただいているため、改めて協議会評価をせず報告に止めることとしたい。
(なお、今後の評価の比較等の観点から、4(1)の新たな評価様式で実施 ～ [資料 7 - 4])